研究ノート

越境移住者と再生産労働力補給システム

――1924年移民法施行期間における在米日本人移民コミュニティの事例から――

石井香世子

はじめに

本稿の目的は、第2次世界大戦後の日本占領期に、日本人を「第二次世界大戦中、米軍に貢献した兵士もしくは除隊兵の配偶者と子」という特別移民枠によって米国へ連れ帰った GI には、米国でエスニック・マイノリティと定義されていた人々が多かったことを明らかにし、その背景として 1940 年代の米国で、エスニック・マイノリティ・コミュニティが置かれていた再生産労働力・補給権の剥奪構造があったという側面を明らかにすることにある。1924年7月1日から1952年12月31日まで、米国は、日本人の入国を、1924年修正移民法第13項(c)の「(米国市民への)帰化不能とされた外国人の米国への入国を原則として禁ず」という規定"によって禁止していた。この日本人の米国への移民が禁止されていた28年間に、唯一、日本人でも合法的に米国移住が許可された例外が、「第二次世界大戦中、米軍に貢献した兵士もしくは除隊兵の配偶者と子(以下、"GI (の)配偶者等" ")」という特別枠であった。

既存のいわゆる「戦争花嫁」研究は、GI の配偶者という特別枠で米国へ渡った「外国人」配偶者の方に注目し、この現象を、経済的・感傷的に特殊な「戦後」という時代背景の中で起きたい、①人種主義(racial attitudes)、②ジェンダーのステレオタイプ化(gender stereotypes)、③ 冷戦下における政治構造(Cold War politics) の交叉点として論じてきた。しかし既存研究は、日本人を配偶者として連れ帰った米国市民の側には、ほとんど光を当ててこなかった。

本稿では、まず、これまで「戦争花嫁」研究の中で扱われることのなかった米国の私法*記録を体系的に分析し、私法に訴えてまで日本人を正式な配偶者として米国へ入国させた GI には、当時の米国でエスニック・マイノリティとして位置づけられた人々が多かった点を明らかにする。そしてつぎに、なぜ、エスニック・マイノリティの人々に、当時の米国で入国さえ禁じられていた「人種」の敗戦国の、現地住民を配偶者として積極的に連れ帰ろうとする人が多かったのかという背景を、日本人配偶者を米国へつれ帰った日系二世 GI の事例から考察する。

1. 日本人を米国へ連れ帰ったGIに占める日系二世の割合

これまで GI 配偶者研究の中に登場した、第 2 次世界大戦後の日本占領期間中に日本人を配偶者とした GI のエスニシティを表す数値としては、以下 2 つのものが存在してきた。そのひとつは、日本人花嫁法(公法 213)発効中の 1947 年 7 月 22 日から 30 日間に、在日米国領事館が受付けた婚姻許可件数に関する「領事館員の発表」、もう 1 つが、公法 717 発効中の 1950 年 8 月 19 日から 6 ヶ月間に米国領事館が受け付けた米婚姻許可件数に関する「領事館員の発表」である。これらの発表によれば、日本人花嫁法(公法 213)発効中に、在横浜米国領事館は「日系人(原文では Japanese Ancestry) 597 人(72%)、アフリカ系(原文では Negro) 15 人(2%)、ヨーロッパ系(原文では white) 221 人(26%)の合計 823 人」の GI から婚姻申請を受け付けたという **i。また、公法 717 発効中には、これも当時の米国領事館が、「日系人 717 人(28%)、

アフリカ系 179人 (6%)、ヨーロッパ系(原文では Caucasians) 1,845 人 (66%) の合計 2,798 人」の GI から婚姻申請を受付けたと発表したという記録がある $^{\text{viii}}$ 。ここから、日本占領期間中に日本人を配偶者とした GI には、多くの日系二世が含まれていたことがわかる。しかし、ここからは、ヨーロッパ系(white / Caucasians)と分類された人の中の、エスニシティ分類は推測できない。

そこで、この点を検討するために本稿では、私法の中で GI として入国を許された日本人の (表 1th 参照のこと)、身元引受人として記録されている GI のエスニシティを推測した^{*}。具体 的には、連合国軍最高司令官総司令部(General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers, 以下 GHQ)による日本占領が開始された 1945 年 9 月 2 日から、日本人の米国移住禁止が解かれるまでの 1952 年 12 月 31 日までの期間を対象とし、合衆国法令全書(U. S. Statutes at Large)に残る私法記録から、GI の配偶者等という枠によって米国移住を許可された日本人に関する私法を拾いあげ、その身元引受人である配偶者・婚約者のエスニシティを氏名から推測した。合衆国法令全書の記録によれば、1949 年 7 月 2 日に、初めて GI の配偶者等として 2 名の日本人女性(ただしうち 1 名はカナダ市民権を持つ日系二世女性)の米国入国が認められてから、1949 年中に 8 名、1950 年中に 148 名、1951 年中に 29 名、1952 年 12 月 31 日までに 78 名の合計 263 名が、私法によって、GI の配偶者等という立場で米国へ入国を許されている ^{xi}。これらの日本人の地位は、「配偶者」「婚約者」「子」の 3 つに分かれている。このうち、「配偶者 ^{xii}」もしくは「婚約者」という立場で入国を許可された人は 150 名、「子 ^{xiii}」という立場で入国を許可された人が 113 名であった。

GIの「配偶者」もしくは「婚約者」という立場で米国への入国を許可された 150 名の日本人に関して、身元引受人となっている「配偶者 / 婚約者」の米国市民のエスニシティを氏名から推測すると、米国主流社会を構成するアングロ=サクソン系の氏名を持つ者は 63 名 (42%)で、全体の半分にも満たない。しかも、このアングロ=サクソン系の氏名を持つ者の中には、先述の「米国領事館員の話」で「アフリカ系**」と区別された、皮膚の色によって主流民族と見なされない人が含まれている。仮に上述2つの「大使館員の話」の割合を平均して、日本人の配偶者となった米国市民のうち 3.5% がアフリカ系として当時の大使館員に認識されていたとすると、アングロ=サクソン系の出自という、米国における主流民族としての条件を満たす GIの配偶者となった日本人は、全体の 38.5% 程度しかいなかったことになる**。つまり、先述の既存研究に登場する「領事館員の話」の中で、日系人でもアフリカ系でもないヨーロッパ系というカテゴリーに入れられたであろう米国市民の中には、米国主流民族の人々がエスニック・マイノリティと定義する人々――ヒスパニック系・イタリア系・ユダヤ系・アルメニア系・ドイツ系など――が多く含まれていたということになる。つまり、第 2 次世界大戦後の日本占領期に、日本人を配偶者として米国へ連れ帰った GI の約 3 分の 2 は、米国社会においてエスニック・マイノリティとカテゴライズされている人だったということになる。

私法記録の中で、身元引受人となっているエスニック・マイノリティの中でも、日系米国市民の数は最大であり、その数は150名の身元引受人中48名を数え、32%を占める***。これを、先行研究で明らかにされている、日本人を配偶者とした GI のエスニシティを表す数字と照らし合わせると、GHQ の日本占領中に日本人を配偶者とした GI 中、日系米国市民の割合は、日本人花嫁法発効期間中の婚姻申請件数で 72%、公法 717 発効期間中の婚姻申請件数で 28%、私法によって米国入国を許可された人で 32% にあたる。この 3 つの数字にある程度の現実を映しだ

す意味があるとしたとき、日本人では米国に移住できないと定められていた1924年移民法の発効期間中に GI の配偶者等という特別枠で米国へ入国した日本人配偶者は、少なくとも 3 人に 1 人は日系米国市民であったという計算になる。

そもそも日本占領軍には、通訳・翻訳等として、占領初期を中心に 4 万人以上 xviii の在米日本人移民 2 世が登用されていた xviii 。日本占領軍で積極的に日系二世 GI が活用されていたことを考えると xix、日本人を正式な配偶者として米国へ伴った GI の中に日系二世がいたことには、何の疑問もない。しかし、占領軍全体では、最大時には一時で 50 万人を超える GI が日本に滞在しており xix、在日米占領軍全体に占める日系二世 GI の割合は、どのように少なく見積もっても12% を越えることはない。これを考えると、日本人を配偶者とした GI の中で日系二世の割合が30%以上を占めるという数字は、明らかに、日系二世 GI は、他のエスニシティの GI よりも日本人を配偶者としてつれ帰る人の割合が高かったことを物語っている。

では、日本人を配偶者とした GI の中に、とくに日系二世 GI が多かったのは、なぜなのだろうか。たしかに在日占領軍の GI は、婚姻届提出に際し上官の承認を得ることになっており ***。
1924 年移民法の排日移民条項に加え、異人種間婚姻禁止法――もしくはそれを是認している米国社会にとって常識となっている人種的偏見――を理由に、上官によってヨーロッパ系兵士と日本「原住民」との婚姻が認められにくかったことも一つの理由である ****。しかしこれは、なぜ日系二世が、積極的に日本人配偶者を連れ帰ったかという理由の説明にはならない。また、この理由日系人と日本人との外見や言語・習慣の類似性の問題として片付けることもできるだろうが、それでは、人種主義の再生産になる。では、なぜ多くの日系二世 GI が、米国移民法上の障害を知りながらも、日本から配偶者をつれ帰ろうとしたのだろうか。

2. 在米日本人コミュニティにおける男女別人口の均衡と有配偶者比率の不均衡

ここで注目されるのが、当時の在米日本人移民社会における20代男性の極端な有配偶者率の低さである*****。第2次世界大戦時の米軍への日系二世徴兵が1942年から行われ、当時の米国で徴兵対象年齢が18歳から45歳であったことを考えると****、第2次世界大戦で戦った日系二世兵士は、1897年以降の生まれということになる。1930年から1945年にかけて、基本的に在米日本人移民コミュニティに対する外部からの人員補給が困難であったことを考えると***、これらの世代の在米日本人移民の人数は、1935年時点の統計に、33歳以下として記録された世代ということになる****。この世代の人口は、表2に示すとおり、男女比がほぼ均衡している。これらの人々は家族呼びよせ以外の日本人の米国への移住を控える1908年の紳士協定締結時点で、6歳以下だったという計算になる。この世代の人々は米国で生まれた日系二世が主であり男女比が自然に均衡していたことに不思議はない*****。

ところが、在米日系人の有配偶者率をみると、表 2 および図 1 に表すとおり、男女比が均衡しているはずの米国生まれの世代の $20\sim40$ 代でも、男性の有配偶者率が極端に低いのがわかる xxviii。 $20\sim24$ 歳では、女性の有配偶者率 37.9% に対し男性 2.8%、 $25\sim29$ 歳では、女性 83.0% に対し男性 24.7%、30 歳を超えると、女性はほぼ 95%の有配偶者率で数値が固定される一方、男性は 40 代まで有配偶者率が増えつづけ、それでも 73% を超えることはない xxix。男女比が均衡しているのに、有配偶者率にこれほどの差が生まれているのは、なぜなのだろうか。

この点を考えるとき、在米日本人移民コミュニティの中の、上の世代の男女比にまで目を配る必要がある。前に触れた1935年時点の在米日本人移民の人口を世代別に見ていくと、50歳

代以上では、女性の総人口に占める割合が 17% 以下と、著しい偏りを見せている ※※。このとき 50歳以上だった人々は、1885年以前に生まれた人ということになる。日本人の新規渡米が禁止 される 1924年時点で 39歳以上だったことを考えると、自ら移民労働者として渡米した移民 1世の人々だということになる。当時日本や中国から米国への移民は、廃止された奴隷の代替労働力としての ※※※二一時的に米国経済が必要とする肉体労働を補う一時的な肉体労働力としての側面が強く ※※※三、このため女性移民の数は、移民法や移民契約そのものによって制限されていた ※※※三、たとえばハワイ政府移民局の議事録によれば、日本政府と協定を結んで受けいれた日本からハワイへの官約移民に関して、当初の取りきめでは女性移民の比率を 10%以下に抑えることを取りきめており、1887年の最終決定でも、日本人移民全体に占める女性移民の比率を 25%以下に抑えると決定している ※※※・のまり、米国主流社会は、奴隷労働力に代わる一時的な消費労働力であった日本人移民労働者の再生産性の確保を前提としていなかったので、日本人移民労働者の家族を呼び寄せる必要を感じていなかったのである。この結果、米国が受けいれた日本からの移民は、男性が圧倒的な多数を占めることになった ※※※・。

3. 外部からの再生産労働力供給の遮断と恒常的な再生産労働力不足の構造

(1) 他の在米エスニック・グループからの再生産労働力補給の不可能性

在米日本人移民のうち半数以上の人が集まっていたカリフォルニア州では****、1850年4月22 日に、初めてカリフォルニア州法(Laws of the State of California)第 140条(chapter)第 3 項 から第4項として異人種間婚姻禁止法を制定したが、このときの規定は「ヨーロッパ系(原文 では White persons)とアフリカ系(原文では Negroes)もしくは、その両者のあいだに生まれ た人(原文では Mulattoes)の婚姻を禁止する」というものであった xxxvii。しかし、カリフォル ニア州で中国人・日本人労働者排斥運動が高まった 1901 年 3 月 16 日になると、カリフォルニ ア法令全書 第7章 (Statutes of California Chapter CL VII) 第69条には、「アフリカ系、ヨーロッ パ系とアフリカ系の両親から生まれた人、もしくはモンゴロイド系の人と、ヨーロッパ系との 婚姻には婚姻許可証は発行されない」と表記され、ヨーロッパ系との配偶者関係そのものが違 法行為となる人間のカテゴリーに「モンゴロイド系 (Mongolians)」 の存在がつけ加えられた ¤xxviii。 さらに、中国人・日本人移民労働者の渡米禁止措置が完了し、代替労働力としてのフィリピン 人労働者がカリフォルニア州で増えた 1933 年 4 月 20 日の州法改正では、州法第 69 条 4 項で、 「アフリカ系、ヨーロッパ系とアフリカ系の両親から生まれた人、モンゴロイド系、もしくは マレー系の人種に属する者(Malayans)と、ヨーロッパ系との婚姻には、婚姻許可証は発行さ れてはならない」と、フィリピン人を指す「マレー系」の存在が、「ヨーロッパ系」の米国市民 との配偶者関係を認められない「人種 | としてつけ加えられたのである xxix。 つまり、カリフォ ルニア州では、エスニック・マイノリティ労働者の排除と連動する形で、、主流社会の構成員 との配偶者関係が否定されるべき「他者」を明確化していったのである。このとき、その他者 化と排除の正当性の根拠とされていったのが、エスニシティだったである。

こうした背景のもと、1945年当時の在米日本人移民コミュニティにとって、米国内に居住する他のエスニック集団からの女性配偶者の供給は、まず不可能であった。上述のカリフォルニアの例からもわかるように、19世紀後半から20世紀前半の時期、「人種」を根拠に、日本人等アジア・アフリカ系住民と、ヨーロッパ系住民との婚姻を、違法として無効扱いしたり罰則を定めたりした異人種間婚姻禁止法が、いくつかの州を除く米国ほぼ全域で実施されていた**i。

もともと異人種間婚姻禁止法は、奴隷制とともに発展した、市民であることを認められた主流民族の個人の利権を保護するための制度だったxiii。米国の多くの州は独立当時から英国慣習法を踏襲しており、これによれば、子供の社会的地位は、父親の社会的地位を踏襲することになっていたxiii。この法の下では、女性奴隷に生まれた奴隷所有者の子たちは、父親の財産の相続権を主張できることになってしまうxiiv。こうした状況下、女性奴隷に子を産ませていた奴隷所有者たる地主の死後、死者の財産の相続を主張する地主の親族によって、多くの訴訟が起こされたxiv。こうした事態に対処し、「市民」の「権利を守る」ため、奴隷労働力に頼る州の多くでは、子供の社会的地位は母親によって決まるものと規定する相続法を定めたxivi。初期のこうした法では、異人種間婚姻については触れられていないxivii。なぜなら、もともと奴隷は婚姻の権利が認められていなかったため、いずれにせよ奴隷とその所有者とが相続に関わる法的な婚姻関係を結ぶという事態は、想定さえされなかったのであるxiviii。

しかし奴隷解放が宣言され、結婚そのものが認められない奴隷という法的地位が消滅したと き、上述のとり決めが意味をなさなくなった。しかし主流社会に属する人にとって幸いなこと に、圧倒的多数の奴隷はアフリカ系であり、圧倒的多数の有産階級はヨーロッパ系であった。 ここで登場したのが異人種間婚姻禁止法だった。異人種間婚姻を非合法的なもの――そして時 には"犯罪" ――と規定することによって、奴隷制時代と同様に、主流社会に属す人々のもと に財産・不動産の相続が限定される社会的制度を保つことができたのであるxix。こうして、奴 隷解放とともに「人種」を根拠とした社会的機会や経済的権利の制度化が始まったのであった。 19世紀末になり、米国のプランテーション経営者たちが、奴隷の代替安価労働力としてインド 人・中国人・日本人などアジア系の労働者を導入しはじめると、これまで「アフリカ系住民、 もしくはアフリカ系とヨーロッパ系との間に生まれた(原文では mulatto) 住民と、ヨーロッパ 系住民との婚姻を禁止する」と規定していた異人種間婚姻禁止法の条項に、「ヒンドゥー系 (Hindus、南アジア人を指した) |、「モンゴロイド系 (Mongolians、中国・韓国・日本人を指し た) | や 「マレー系(Malays, 米国領として在米移民が増えていたフィリピン人を指した) | といっ た「人種」カテゴリーを、主流社会の構成員との配偶者関係を結ぶ権利を持たない、つまり主 流社会に属す財産の相続に権利を行使することができない、「人種」として権利抑制の対象に入 れる州が増えていたのである」。

論理的には、この法律下でも、当時の米国主流社会の人々が「モンゴロイド系」とひとつのカテゴリーにまとめていた日本人・中国人・韓国人といった移民コミュニティ間の通婚は可能なはずであった。しかし、米国の韓国系移民は1930年時点でも非常に少数であり、中国系移民コミュニティも、日本人より早く1882年に中国人排斥法によって新規入国が禁止されたため『、日系コミュニティよりさらに極端な男女比の不均衡を内包していた『。つまり、1924年移民法発効期間中には、ほとんどの在米日本人労働者の人々にとって、日系コミュニティ外との通婚は、ほぼ不可能だったのである『。このような法環境は、1950年代からいくつかの州において撤廃されつつも、1967年に連邦最高裁によって異人種間婚姻禁止法の違憲判決が出されるまでつづいていた『で。言いかえれば、米軍の日本占領当時、ほとんどの在米日本人移民・日系二世にとって、他の在米エスニック・グループから配偶者を供給することは、法的な側面からのみ見ても非常に困難な状況にあったのである。

(2) 日本本国からの再生産労働力供給の遮断 これまで見てきたような、コミュニティ内の男女比不均衡と、米国内の他エスニック・グルー

プからの女性配偶者供給が不可能な状況のもと、在米日本人移民コミュニティは、他のエスニック集団でも移民時代初期によく用いた、移民定着を促進するための再生産労働者としての女性配偶者の本国からの供給を行った1%。1940年に書かれた在米日本人会の記録によれば、1900年代最初の20年間、日本人移民社会が発展し、日本人移民の多くが"確定的な職業"を得るようになった。ほとんどが男性であり、未婚女性がほとんど存在しなかった、在米日本人移民たちの多くは、手紙や写真のやりとりを通じて日本にいる女性と入籍し、妻として呼寄せて家族を築いた1%。この、移民の出身国から移民コミュニティへの、再生産労働力としての女性配偶者の供給は、北米におけるアングロ=サクソン系移民をふくむ世界各地のあらゆる移民集団で行われた手段であった14%。在米日本人移民コミュニティも、この手段によって、1910年から1920年にかけて日本人女性を日系移民の配偶者として供給するようになった。この再生産労働力としての女性配偶者の補給は、在米日本人会をして、「(女性配偶者の供給によって)在米日本人会は堅実なる発達を遂げた」と語らせたのである1450。

しかし、これと同時期、1913年にカリフォルニア州議会は、日本人の土地所有を3年の農耕地リース権以外を禁止する土地法案を制定していた ix。これを知った日本人移民たちは、属地主義をとる米国で、米国生まれの日系二世には自動的に米国市民権が与えられる点を利用し ix、米国で生まれた子の後見人や共同会社設立人として、土地を所有するようになっていった ixi。この中で、日本からの新たな女性配偶者の供給は、土地所有権を持つ米国市民の生産、ひいては在米日本人移民の土地所有権の生産という意味を持つようになっていった ixii。しかし、それ故に、在米日本人移民が日本本国から再生産労働力を供給することは、カリフォルニアの主流民族の人々から排撃され、米国政府による日本政府への外交圧力の結果、1919年に日本政府の自主規制という形をとって禁止された ixiii。

こうして米国のエスニック・マイリティである在米日本人移民コミュニティは、米国本土における他コミュニティからの再生産労働力の供給を不可能とされた状況のもと、日本本国からの再生産労働力供給の道さえも断たれたのであった。これによって、在米日本人移民コミュニティにとって、再生産労働力を含む外部からの労働力の供給は、基本的に一切不可能になっていた。この1919年時点での在米日本人移民コミュニティにおける男女人口比は、男性72,707人に対し、女性38,303人であった「xiv。この男女人口差は、移民初期に比べれば小さくなっていたが「xiv、まだまだ男性人口が女性人口の2倍近い人口比を持ったまま、日本人移民コミュニティは、外部から再生産労働力を供給する道を閉ざされていったのであった。米国主流社会の人々は、もともと奴隷の代替労働力としての消費労働力として導入していたモノが「xivi 自分たちの競合相手となることを恐れ、在米日本人移民の産業基盤を支える諸権利を制限することによって、日本人移民の競争力の土台を崩そうとしたのであった「xivii 。この結果、在米日本人移民というエスニック・マイノリティ・コミュニティは、戦時の総動員体制やその後の福祉国家によって社会福祉という名で包摂される以前にすでに「xiviii 、米国という国家社会の周縁部で徹底的な制度的排除を受けたことによって、国家からの再生産過程への関与を強く受けていたのである。

4. 在米日本人移民コミュニティにおける再生産労働力不足の問題化

1945年時点の20代男女における有配偶者率に極端な違いが見られるのは、上述のとおり、外部からの配偶者の供給がほぼ不可能であったと考えられる当時の在米日本人移民社会で、移住第一世代における極端な再生産労働力不足の構造のために、下の世代の女性が、上の世代の男

性の配偶者になることが構造化していたと考える以外にないだろう。20世紀初期の在米日本 人移民コミュニティのライフサイクルが、日本本国のそれに準じていたとすれば、1940年当時、 日本社会の初婚年齢は男性29.0歳に対し女性24.6歳と、基本的に女性のほうが4年以上早かっ た1xix。1940(昭和15)年に在米日本人会によって取りまとめられた『在米日本人史』は、日系 移民社会で、「男性が家族を養えるようになる年齢が高いため、若い女性にとって結婚難が生じ ている」と指摘している™。これを踏まえて図1のグラフを見ると、在米日系二世女性は、20 代に入って間もなく、同世代の男性の有配偶者率が3%に満たないときに、すでに40%近くが 配偶者を得、同世代の男性の5割が配偶者を持つようになる30代前半では、すでに95%の女 性が配偶者を得てしまっている。図1のグラフに明らかなように、在米日系人の中で女性は最 終的に 95% の人が配偶者を持つのに引きかえ、男性は、最終的に 70% 程度の人しか配偶者を 持たない。女性は20代に入って間もなく、同世代の男女比を有配偶者率が越え、女性の有配偶 者率が 97% 前後で固定される 30 代前半で、今度は男性が、同世代以上の女性の有配偶者率が これ以上増えないなかで有配偶者率を高め、その率は40代前半まで延び続けている。男性の有 配偶者率が30歳代前半から40歳代まで18.1%も延びているのに対し、女性の有配偶者率は30 歳代前半の94.9%でほぼ頭打ちとなり、逆に40代にはいると配偶者との死別率が上がって、有 配偶者率は減る傾向にある。

同世代の女性はほぼ全てが配偶者を得てしまった後、男性の有配偶者率が20%近くも伸び続けているということは、在米日本人移民コミュニティ外からの女性配偶者の供給がほぼ不可能に近かった状況を考慮すれば、30代から40代の男性は、10代後半から20代の日系二世女性を配偶者としていたと考える以外に方法はない。そして、それをもってしても、在米日本人移民コミュニティ全体としては、女性はほぼ全てが婚姻するのに対し、男性の有配偶者率は、依然として7割弱にとどまったのである。ここから、当時の在米日本人移民社会において、若い世代の男性は、自分が配偶者を持つのに十分な経済的・社会的状況に達する前に、下の世代の男性に、自分の世代の女性を取られてしまうという状態が構造化していたと考えることができる。つまり、数字の上では米国生まれ世代の日系人人口に占める男女比は均衡していても、実際には男性にとっては配偶者不足が生じていたのである。

こうした女性不足の構造は、在米日本人移民社会全体における再生産労働力不足を引きおこし、これがコミュニティ全体の生産能力の低下を引きおこしていた「xxi」。在米日本人会は、1940年時点で、在米日本人移民社会における出生率の低下と高齢者の増加によって生じている、生産人口の減少問題について、以下のように記している「xxii」。

加州 「xxiii 在留同胞者 「xxii 間に約6千人の独身かつ老齢者 (60歳以上)が居住するものと見らる… (中略) …現在州内邦人中2万5千の生産能力あるものに対して、約7万の非生産者 (老人、婦人、小児) あり、その生産能力の低下は想像に余りあるものがある「xxio これは1世の老境に入るものが増加して来た事と (現在平均年齢60歳) 二世自身の婚姻数少ないことを如実に示しているもので、この出生率低下の傾向は、日本民族の米大陸に於ける将来の発展に関連し、憂うべき傾向として既に識者間に問題化され、これが解決の間には二世の婚姻奨励、日本滞在の日系米国市民の呼寄せ奨励等が考えられ、且一部実行の移されている (以下省略) 「xxii

図2から明らかなように、写真花嫁の渡米が禁止される1919年の翌年を境に在米日系人二世出生率は低下をはじめ、一切の日本人移民の渡米が禁止される1924年の翌年を境に、二世出生率は加速度的な下降をはじめていた。この結果、日系人コミュニティ全体が、生産人口不足に陥っていたのである。つまり、1945年時点の在米日本人移民コミュニティは、他の在米エスニック・コミュニティからの再生産労働力の供給も、日本本国からの再生産労働力の供給も不可能な状況下、再生産労働力不足から、コミュニティ全体の生産力低下の問題が顕在化していたのである。

おわりに

これまで見てきたことから、第 2 次世界大戦後の日本滞在を機に、米国への入国さえ禁止されていた「極東」の敗戦国の「原住民」であった日本人を、配偶者として連れ帰るために私法提出まで行った米国市民に、米国社会におけるエスニック・マイノリティである日系米国市民が多かったのは、エスニック・マイノリティ集団として、再生産労働力補給の権利を剥奪されてきた構造の歪みを、埋め合わせるためという側面を持っていたと捉えることができるのではないだろうか。

20世紀初期米国の資本主義は、「自由競争」に基づいていた。しかし、本稿で見てきたとおり、第2次世界大戦後のGI配偶者の入国許可を軸に、在米日本人移民コミュニティへの権利抑制の歴史を見たとき、その「自由」は、参入制限の上になり立ったものであり、主流社会から参加資格を認められた者にとってのみ許された「自由」な競争であった。このとき注目されるのが、自由競争から排除され、周辺消費労働力として、再生産労働力の補給さえも認められない人間のカテゴリーをつくり上げる際に利用されたのが、「人種」概念だった点である。そして、その「人種」によって、米国社会において再生産労働力の補給権を剥奪されていたエスニック・マイノリティであった人々こそが、より積極的に日本人を配偶者として、米国へつれ帰ろうとしたのである。

つまり、第2次世界大戦後に、日本人を配偶者として米国へつれ帰った GI のうち、3人に1人までが在米日系人であったという事象は、米国という「自由競争」社会のなかで、在米日本人移民コミュニティが、「人種」理論を根拠とした経済的・社会的制約から周辺労働力化されていた状況を一側面から示す事象として、捉えなおすこともできるのではないだろうか。ここで特に注目されるこれからの研究課題は、はたして日本社会は、「戦争花嫁」という言葉を用いるとき、その3人に1人は日系人 GI の配偶者として渡米したという事実を認識しようとしていただろうかという点である。その認識がなされていなければ、そもそも、こうした米国の日系人が直面していた社会環境に目を向けることは難しい。もしも日本社会がその点を認識しようとせず、「戦争花嫁=豊かな国の"金髪蒼眼"の若者とのロマンス」といったイメージをいたずらに再生産しようとしていたならば、それは一体、日本社会のどのような側面を映し出しているのだろうか。そして、本稿で見てきたような歴史と、日本社会が幻影として見続けようとしている「歴史」との乖離は、一体、何を意味しているのだろうか。これは、今日の日本社会のエスニシティをめぐる認識と、日本社会の外のエスニシティをめぐる認識との関係さえも映し出すと言えるのではないだろうか。

[・]本稿で使われる再生産労働という概念は、生物学的な人間の再生産のみでなく、ライフサイクルを通じて人間の活動・労働能力を維持・再生させる活動、社会を維持するための価値観や習慣、社会関係等の、社会システ

ムの維持と再生をする活動のことを指す。このとき、再生産労働には、家内労働・無償労働だけでなく、市場サービスに組み込まれている生存維持のための各種サービス労働も、含むものとして考える。こう定義したとき、再生産労働の担い手は女性に限定されるわけではないが、既存研究は、社会規範として再生産労働の担い手を女性と規範化している社会が多い点や、再生産労働を担う男性に対しては、社会的に女性性が付与される点を指摘している(Truong, Thanh-Dam, "Gender, International Migration and Social Reproduction: Implications for Theory, Policy, Research and Networking," Asian and Pacific Migration Journal, 5(1), pp.27-52, 1996, pp.28-29. 伊藤るり「もう1つの国際労働力移動——再生産労働の超国家的移転と日本の女性移住者」駒井 洋編『日本社会と移民』明石書店 243 ~ 271 頁 1996 年 250 頁)。

- ii 43. Stat. 162.
- iii 原文では、"Alien spouses or alien children of United States citizens serving in, or having an honorable discharge certificate from the armed forces of the United States during World War II" (59. Stat. 659.)。
- Glenn, Evelyn, N., Issei, Nisei, War Bride, Temple University Press, 1986, p.61.
- たとえば、Berthiaume, Shukert, Elfrieda. and Smith, Scibetta, Barbara. War Brides of World War II. Presidio Press. 1988., Kim, Bok-Lim. C. "Asian Wives of U. S. Servicemen: Women in Shadows." Amerasia 4(1): 91-115; 1977. Lark, Regina F. They Challenged Two Nations: Marriages between Japanese Women and American GIs, 1945 to the Present. Dissertation Presented to University of Southern California. UMI Number 9955526. 1999 p.154.
- * 米国の法律は、公法(public law)と私法(private law)の2つに分類できる。公法とは、通例、特定の地域または人にのみ適用されるのではない一般法律(general law)と、特定の地域にみに適用される地域的個別法律(local law)の双方を含む意味に用いられる。これに対する私法とは、特定の個人または団体を適用の対象として制定された法律のことを指す(田中秀夫『英米法辞点』東京大学出版会 1991 年 p.665,682)。
- *** Pacific Citizen 1948 年 10 月 30 日 第 3 面、および Pacific Citizen 1948 年 11 月 1 日 第 2 面。なお GI の数は、10 月 30 日付 Pacific Citizen では 824 人、11 月 1 日付 Pacific Citizen では 823 人と総人数に若干の違いが見受けられる。これはおそらく、既出のエスニック・カテゴリーのどれにも入らなかった GI の数を省いて合計を出したか、省かずに合計を出したかの違いによると思われる。
- **** 藤本和子「女の戦後史 40; 戦争花嫁――後ろ姿を見つめられてきた女たち」『朝日ジャーナル』 26 巻 1 号 54 ~ 59 頁 1984 年 59 頁。本数値に関しては、著者である藤本氏へ問い合わせた結果、お手元の資料を調査してくださったが、20 年前の原出は定かではない。
- * 表1中では、エスニシティに付与された差別性の再生産の可能性を危惧して、個人名に対してエスニシティを明記することは敢えて避けた。
- * 本分類は、アングロ=サクソン系英国人2名に、私法で日本人の身元引受人となっていた人物の氏名一覧を手渡し、2人に別々に、氏名から推測されるエスニシティを記入してもらった。その後、2人の意見が一致しない部分は、2人で調整をしてもらった。調整の際、「他の地域の姓からアングロ=サクソン風の姓名に変えた形跡の残る姓」については、「アングロ=サクソン系」として統一してもらった。また、アングロ=サクソン系の姓でも、名から明らかにエスニシティが判別できる場合は、そちらを優先してもらった。
- "なお、日本人の GI 配偶者としての米国入国許可を求める私法請願の、最後の記録は 1966 年 10 月 15 日の Mitsue Sato 氏のものであり(80 Stat. 1669.)、これを最後に同様の枠組みでの入国許可は記録の中に見られなくなる (1967 年 10 月 15 日にも、日本人女性の特別入国許可が私法として下りているが、この条文に、GI の配偶者 という特別枠を示す文言はない)。
- xii ここで「配偶者」と分類した事例には、"wife, fiancée" のほかに、1名の "husband" および1名の "widow" を含む。
- **** ここで「子」と分類した事例には、"child、daughter, son, minor child, minor daughter, minor son" "minor stepchild, minor stepdaughter" "minor adopted child" を含める。
- xiv ただし原文では "negro" と表記されている。
- ※ 経済的な階層区分については分析する手がかりがないので、ここではあくまで推測されるエスニシティ区分のみを議論の対象とした。

- 本端 この数値については、Pacific Citizen 紙 1947 年 1 月 4 日 第 4 面掲載の記事、"Former Marine Correspondent in Japan" 中の Frederick A. Orehek の話、および 1948 年 11 月 6 日 第 3 面の記事中で、Koh, Ishii, former information chief of the Japanese Foreign Office の話として掲載されている。
- 米軍は、日系二世たちに、陸軍情報部語学学校(Military Intelligence Language School)で日本語を訓練させ、U. S. Corps of Intelligence Police (CIP) 付きの英語・日本語バイリンガルの諜報部員として、1941 年中から太平洋戦線が予想された太平洋地域に派遣していた(http://www.njahs.org/misnorcal/timeline/timeline.htem)。日本が降伏すると、米軍は大量の日系二世を日本占領軍に翻訳・通訳等として送り込み、1946 年 11 月、1947 年 2 月、6 月と、日本占領軍における二世通訳の不足と、米軍による新たな通訳志願者の募集、また一旦除隊された二世兵士の通訳への再復帰を求める記事が Pacific Citizen 紙上に登場する(Pacific Citizen 1946 年 11 月 23 日 第 2 面、1947 年 2 月 第 3 面、1947 年 6 月 14 日 第 5 面)。
- ** 日本占領軍の活動における日系二世通訳の重要性については、当時言語将校として日本に滞在したパッシン (Herbert Passin) の Encounter with Japan: The American Army Language School, Kodansha International 1982. (加瀬 英明訳『米陸軍日本語学校――日本との出会い』TBS ブリタニカ 1981 年 54 頁) 参照のこと。また、Pacific Citizen 1947 年 1 月 4 日 第 4 面、1947 年 4 月 5 日第 8 面、および『羅府新報』紙 1947 年 6 月 6 日 英語版 第 1 面にも詳しい。特に沖縄占領地区における米軍の活動にとっての日系二世の重要性は、『羅府新報』紙 1946 年 3 月 16 日 英語版 第 1 面 参照のこと。
- " Machine Records Branch, Office of the Adjutant General, *Strength of the Army, 1 December 1945*, 1945, p.4 に よ れ ば、"Ryukyu Islands" に 122,844 人、"Japan" に 384,675 人(ただし樺太駐留の 36 名も含める)の、合計 507,523 人の米軍将校、兵隊、軍属が駐留していた。
- *** 在日米占領軍に属する者が、在日米国領事館に日本人との婚姻申請を申請する際、軍人の場合は unit commander に、軍属の場合は sectin chief に申請書類を提出して許可を得なければならなかった(GHQ/SCAP Records (RG331) Declassified E.O.12065 Section 3-402/NNDG No. 775013, 1950 年 10 月 31 日 付 報 告 書 類 "Headquarters and service command general headquarters, far east command APO500")。
- ***^I 日本占領米軍内の新聞、Stars and Stripes 紙 1947 年 8 月 23 日 第 1 面 "831 Couples Married by Orient Bride Deadline"では、また Alexis Johnston 総領事によって、GI が日本人配偶者を米国へ伴って入国することの困難さが「警告 | (warn) されている。
- 第2次世界大戦に参戦した世代の在米日系二世・日本人移民の年齢階級別人口について知るには、1935年に、日本の外務省調査部が編纂した年齢・男女別の日本国籍所有者の統計『昭和10年在外邦人調査報告』28頁所収、「17. 年齢別本邦海外移住者員数表(自明治32年至昭和10年37年間)」がある。ここからわかる、1935年の在米日本国籍保持者数を表す男性58,152人、女性40,205人というこの数値に対して、米国国勢調査に計上されている"Japanese"の人口は、1930年で男性81,771人、女性57,073人、1940年で男性71,967人、女性54,980人である。1930年時点の日本国籍所有者数は、1930年の米国側国勢調査の在米日本人人口に対しては、男女ともに70%、1940年時点の人口に対しては男性80%、女性73%の値となっている。1940年には、移住初期世代の在米移民(男性が主)が死去し、在米日本人男性全体の総数が減ったことを考えれば、男女どちらかがより多く日本国籍を離脱していたという性差は見当たらないと言える。ここから、日本側の年齢階層別数値から在米日本人移民コミュニティにおける男女別配偶者率を検討することが、ある程度の目安としての信頼性を持つといえよう。
- **** 1942 年修正選抜徴兵法(Selevtive Training and Service Act of 1940, amendments / Public Law 772)第3項では、1940年9月16日の選抜徴兵法第3項を修正し、「すべての合衆国男性市民、および合衆国内に在住する外国人男性は、合衆国陸海軍で訓練を受け、兵役に服する義務を負う」としている(56. Stat. 885.)。
- *** 1920年代から、米国生まれで日本で教育を受けた「帰米」の人々が米国へ戻ってくることはあった。とくに 1930年代半ばに在米日本人会が「帰米奨励運動」を起こして以降、米国へ帰る「帰米」の人々は増加したが、 年間 900人に達することはなかった。詳しくは、在米日本人会『在米日本人史』124頁、1117~1122頁。
- 本業日本人移民(米国生まれの日系二世については、1916年に日本政府が国籍法の一部を改正し、「満 17歳未満の日本国民は、申請手続きによって日本国籍を離脱しうる」ことになり、さらに 1934年 12月1日には、修正国籍法第 20条第 2項および第 3項によって、年齢に関わりなく日本国籍を離脱することができるようになった。これによって出生後 14日以内に出先領事館に届出のない日本人夫婦の間に生まれた子供は、自然に日本国籍を失うことになった(在米日本人会『在米日本人史』1108~1109頁)。しかし、二世の多くは日本国籍を留保していた。たとえば、1934年 10月時点のホノルル総領事管内において、二重国籍者は、二世の 78% を占めた。詳しくは、移民研究会編『戦争と日本人移民』東洋書林 1997年、56~57頁参照のこと。

- ***** 1900年代以降、日本人移民の中に配偶者呼寄せによって配偶者帯者が増えると、それに従って米国における二世の出生率が徐々に増加し、1914年頃の写真結婚によって急速に二世出生が増加した(在米日本人会『在 米日本人史』1108頁)。
- 外務省調査部『昭和 10 年 在外邦人調査報告』外務省調査部 1936 年 103 頁所収「4. 年齢(11 区分)及配偶関係別在外内地人 欧羅巴 北亜米利加」表より。
- xxix 外務省調査部『昭和 10 年 在外本邦人調査報告』103 頁。
- *** 外務省調査部『昭和10年在外本邦人調査報告』103頁。
- xxxi Williams, E. E., "Capitalism & Slavery" p.28-29. (山本伸監訳 『資本主義と奴隷制』60 ~ 62 頁)。
- xxxiii Glenn, N. E., "Issei, Nisei, War Bride," p.5.
- xxxiii Volpp, Leti, "American Mestizo: Filipinos and Antimiscegenation Laws in California." *U. C. Davis Law Review*, 33 (4), pp.795-835. 2000, p.804.
- Board of Immigration office, Hawaii, "Minutes of the meeting of the Board of Immigration held this July 27th," AH Board Minutes 522(1) 1887, 203-204.
- **** 日米紳士協定によって移民労働者の受けいれが禁止され、家族呼寄せ移民のみとなるまで、米国が受けいれた日本人移住者は、男性のほうが大幅に多かった(Department of Foreign and Domestic Commerce, *Statistical Abstracto of the United States*, 1880-1940, 各年版 "Immigrant Aliens Admitted, Years Ended June 30" 表参照)。
- ****** 1910 年の米国国勢調査によれば、全米で 72,157 人の "Japanese" が数えられ、うち 41,356 人がカリフォルニア州に在住していた(Department of Commerce and Labor, *Report of the Bureau of the Census*, 1911, p.48-49.)。
- 原文では、"All marriages of white persons with negroes or mulattoes are declared to be illegal and void. Laws of the State of California Chap" (Laws of the State of California Chap. 140, p.424 Ch. 140, 1850 Cal. Stat. 206.)。
- 原文では、"No license must be issued authorizing the marriage of a white person with a negro, mulatto, or Mongolian". Statutes of California Chapter CLV II p.332. / 69 p.336 日系移民労働力・中国系移民労働力の排除と同法改正の関連については、Volpp, L., "American Mestizo," U. C. Davis Law Review, 33(4), pp.802-803 参照のこと。
- ^{xxxxix} 原文では、"no license must be issued authorizing the marriage of a white person with a negro, mulatto, Mongolian or member of the Malay race" (Ch. 105 1933 p.561 第 4 項)。こうした変遷の背景となる判例に関しては、Volpp, L., "American Mestizo," U. C. Davis Law Review, 33(4) 参照のこと。これは、1945 年 5 月 31 日に再度改正されたカリフォルニア州法第602条にも引き継がれており、1959年までカリフォルニア州法はこの規定に準拠していた(これは、1945 年 5 月 31 日に再度改正されたカリフォルニア州法第602条にも引き継がれており、1959年までカリフォルニア州法はこの規定に準拠していた)。
- Volpp, L., "American Mestizo," U. C. Davis Law Review, 33 (4), p.802.
- Pacific Stars and Stripes 紙 1947 年 8 月 23 日 第 1 面の記事 "831 Couples Married by Orient Bride Deadline" では、公法 717 の有効期間に日本人女性との婚姻申請をしたモンタナ州出身の GI、(ヨーロッパ系住民である) Joseph Elliot が、「モンタナ市民」と日本人との婚姻禁止を明記したモンタナ州法のために、配偶者関係を認められなかったと報道されている。州ごとに誰をヨーロッパ系住民との配偶者関係を違法とする「人種」と見做すかは条文上の差異があり、"Japanese" とヨーロッパ系住民との配偶者関係を明確に禁止したのはジョージア州とネブラスカ州の 2 つだけであったが、"Mongolian" や "Persons with no admixture of blood other than white" とヨーロッパ系住民との婚姻を禁止した州では、当然日本人もヨーロッパ系住民との婚姻を認められなかった――もしくはその行為自体が犯罪と規定された (Volpp, L., "American Mestizo: Filipinos and Antimiscegenation Laws in California," U. C. Davis Law Review, 2000, pp.795-835.)。Phyl, Newbeck, Virginia hasn't always been for lovers: interracial marriage bans an the case of Richard and Mildred Loving, Carrbondale: Southern Illinois University Press, 2004, の p.227から 231に、Appendix C として、米国全州の、異人種間婚姻禁止法の制定年・撤廃年と、「ヨーロッパ系住民」との婚姻禁止人種の範囲規定、もしそれらの人々が「ヨーロッパ系住民」と婚姻関係を結んだ場合の罰則一覧表が掲載されているので、詳しくはそちらを参照のこと。なお 1967年まで連邦最高裁では、異人種間婚姻を禁じた州法は合憲であると判断してきたが(Peter, Wallenstein, Tell the Court I love my wife, Palgrave Macmillan, 2002, pp.216, 244; Loving v. Virginia, 388 U. S. 1 (1967))。
- xiii たとえば Wallenstein は、ヴァージニアの例でこの点を指摘している。Wallenstein, Peter., "Race, Marriage, and the Law of Freedom: Alabama and Virginia, 1860s-1960s." *Chicago-Kent Law Review*, 70(2): 371-437, 1994, p.372.
- Karen Alonso, Loving v. Virginia: Interracial Marriage, Berkeley, Hants: Enslow Publishers, 2000, p.11.
- Wallenstein, P., Tell the Court I love my wife, p.15.
- Wallenstein, P., Tell the Court I love my wife, p.15.

NUCB JOURNAL OF ECONOMICS AND INFORMATION SCIENCE vol. 51 No. 1

- xiix たとえばヴァージニア州の 1691 年相続法 (Successor act) がこれにあたる。Wallenstein, P., Tell the Court I love my wife, p.15.
- wallenstein, P., Tell the Court I love my wife, p.15.
- wallenstein, P., Tell the Court I love my wife, p.15.
- *iis たとえば1871年にミシシッピ州で起こされた L. P. Dickerson の相続権をめぐって彼の弟が、彼が妻として一緒に暮らしていた奴隷女性の子供には、彼が残した広大な土地に対する相続権がないと主張したケースや (Wallenstein, Peter, *Tell the Court I love my wife*. Palgrave Macmillan. 2002. p. 82.)、1969年にルイジアナ州で広大な土地を残して死んだ E. C. Hart の親類たちが、"カラードの人物(a colored person)"が彼の子として主張した 財産相続権は認められないと主張した件などがある(Wallenstein, P., *Tell the Court I love my wife*, p.84.)
- ¹ Karen, A., Loving v. Virginia, p.15. Wallenstein, P., Tell the Court I love my wife, p.137.
- ¹ⁱ 22. Stat. 58.
- ¹¹ 1946年の米国政府の統計によれば、1920年当時、在米日本人移民が男性 72,707、人女性 38,303 人であったのに対し、中国系の人々は、男性 53,891 人、女性 7,748 人と、在米日本人移民より激しい女性不足に陥っていた (U.S. Department of Commerce, *Statistical Abstract of the United States*, 1946, p.16.)。
- ただし、日系二世女性が、異人種間婚姻禁止法がすでに廃止されていた北部諸州に行き、他のエスニシティの男性の配偶者となって日系二世コミュニティから婚出するケースは、少数ながら行われていたようである(Passin, H., 1982. *Encounter with Japan*, Kodansha International, p.18)。ただし、これは日本人移民コミュニティにとっては、数少ない女性の流出を意味している。他エスニシティの女性が在米日本人移民コミュニティに参入するというケースは、管見の限り、1946 年に「第 2 次世界大戦中に米軍に貢献した市民の配偶者・婚約者」として日系 GI の配偶者として渡米したイタリア出身女性(Pacific Citizen 1946 年 8 月 17 日 第 3 面 参照のこと)まで例はなかった。
- Peter Wallenstein, Tell the Court I love my wife. Palgrave Macmillan. p.186.
- * 在米日本人会『在米日本人史』2002. p.89。この成り行きの詳細については、外務省編纂『日本外交文書 大正 8 年第 1 冊』外務省 1970 年 p.64-127 参照のこと。
- 「** 在米日本人会『在米日本人史』89 頁, Paul R., Spickard, Japanese Americans; The formation and Transformations of an Ethnic Group, New York: Twayne Publishers, 1996, pp.32-33; 増淵留美子「1910 年代の排日と『写真結婚』」戸上宗賢編『ジャパニーズ・アメリカン』ミネルヴァ書房 1986 年、295 頁など。
- アングロ=サクソン系の移民の間でも、同様の女性配偶者供給が行われていた(Murray Morgan, Skid Road, New York: Viking, 1951, pp.58-66.)。ドイツでも、初期入植者の配偶者となって再生産労働を果たすことが期された若年女性の植民地への送り込みを、海外殖民地推進団体によって組織的に行っていた(田村雲供「南西アフリカドイツ領植民地への女性輸送——人種主義とセクシスムスの実態」池本幸三編『近代世界における労働と移住——理論と歴史の対話』阿吽社 1992 年, 267~310 頁。
- 1/11 在米日本人会『在米日本人史』89~91頁。
- ^{1ix} ch. 113, 1913 Cal. Stat. 206
- ** 米国合衆国の連邦憲法修正第 14 条第 1 項では、米国市民権に関して、出生地主義を規定している。原文では、
 "All persons born or naturalized in the United States and subject to the jurisdiction thereof, are citizens of the United States and of the State wherein they reside". 1898 年 3 月 28 日に、ウォン・キム・アーク事件に対する連邦最高裁判所の
 判決によって、両親が帰化不能外国人であっても、その子には出生地主義が適用され、米国市民権が付与されるものとされていた(U.S. Supreme Court U.S. v Wong Kim Ark, 169 U.S. 649 No. 132. 1898, March 28)。
- 」 この点はもちろん、いくつもの法律上の波乱を伴ったが、試訴によって、この時点では一旦、日本人の父が日系市民たる子供の後見という形で土地を所有するのは可能だという結論に落ち着いていた(在米日本人会『在米日本人史』 99 \sim 100 頁)。
- 二 この後、1920年 11 月 2 日にカリフォルニア州で行われた住民投票により、在米日本人移民は土地の所有権を一切否定された。この結果、在米日本人移民には、農地所有権のみならず、結果として借地も、歩合耕作も、土地株式会社所有も禁止された(在米日本人会『在米日本人史』105頁)。さらに 1922 年のカリフォルニア州議会は、ウッドブリッジ外国人土地法にさらに修正を加え、日本人農業者は、雇用契約農民となる以外、一切の土地所有の道は塞がれた(在米日本人会『在米日本人史』106頁)。
- この経過に関する詳細は、外務省編纂『日本外交文書 大正 8 年第 1 冊』外務省 1970 年 64 \sim 127 頁、在米日本人会『在米日本人史』 102 頁 参照のこと。
- 1siv Bureau of Foreign and Domestic Commerce Department of Commerce, Statistical Abstract of the United States 1921,

Superintendent of Documents, Government Printing Office USA, 1922, p.52.

- bureau of Foreign and Domestic Commerce, Statistical Abstract of the United States 1921, p.52.
- lwi Williams, E. E., Capitalism & Slavery, pp.28-29. (山本伸監訳『資本主義と奴隷制』60 ~ 62 頁)
- Isvii Glenn N, E., Issei, Nisei, War Bride, p.11. 在米日本人会『在米日本人史』 1065 ~ 1102 頁。
- ***** 伊豫谷登士翁「経済のグローバリゼーションとジェンダー」伊豫谷登士翁編『経済のグローバリゼーションとジェンダー』明石書店 15 ~ 39 頁 2001 年、33 ~ 34 頁。
- 本語 東洋経済新報社編 総務庁統計局監修『国勢調査集大成 人口統計総覧』東洋経済新報社 1985 年、855 頁所収 「表 11-2-1 婚姻・離婚件数と同比率、平均初婚年齢 (明治 33 年~昭和 58 年) | より。
- lxx 在米日本人会『在米日本人史』、1106頁。
- lxxi 在米日本人会『在米日本人史』、1105~1106頁。
- 1xxii 在米日本人会『在米日本人史』、1105 頁。
- 1xxiii 加州とは、カリフォルニア州のことを示す。
- lxxiv ここで「同胞者」とは、在米日本人移民を指す。
- | 本本日本人会『在米日本人史』、124頁(以下、旧漢字・旧仮名遣いは筆者が修正)。
- lxxvi 在米日本人会『在米日本人史』、1105 頁。

表 2 私法により「第 2 次世界大戦に貢献した米国市民の配偶者もしくは婚約者」という法的 地位で入国を認められた日本人およびその身元引受人

	年月日	入国の際の法的地位	入国許可者名	身元引受人				
1	1949.7.2	Fiancée	Sadae Aoki	A. George Kato				
2		Fiancée	Celeste Iris Maeda	Stanley Arasim, Junior.				
3	7.13	Fiancée	Toshie Okutomi	Orren J. Lucht				
4	8.3	Fiancée	Christine Kono	Charles Kramer				
5	8.24	Fiancée	Eiko Nakamura	James L. West				
6	10.12	wife	Toshiko Keyser Donald E. Keyser					
7	1950.2.14	Fiancée	Riyoko Sato William F. Corkery					
8		Fiancée	Mitsue Shigeno	Carrol Louis Klotzbach				
9		Fiancée	Toriko Tateuchi Richard D. S. Kwak					
10	4.27	wife	Janis Shimada Gordon Leslie Page					
11	5.3	wife	Katsuko Nakahara Huntley	Lawrence Huntley				
12	5.4	widow	Miyoko Takahashi	Walter K. Miyamoto (Technician, died April 8, 1948.)				
13	5.4	wife	Tsuneko Shimokawa Guenther	Morgan W. Guenther				
14	5.25	Fiancée	Masae Marumoto	Harry Ost				
15			Sumiko Kato	Thomas D. Jacobs, Junior				
16	6.16	Fiancée	Haruko Teramoto	Dale O. Nichols				
17		Fiancée	Mitsuko Uemura	Clement Don Jones				
18		wife	Yae Bennett	Crayton J. Bennett				
19		Fianc_e	Kazuyo Dohi	William H. Beauchamp				
20	6.17	wife	Hamako Amano Harry Schneider					
21		wife	Mrs. William Y. Imanaka	William Y. Imanaka				
22		wife	Chikako Mary Ohori Hori	_				
23		wife	Sachiko Iwai Higaki	Harumi Higaki				
24		Fiancée	Fujiko Fukuda	William Nevaux				
25		Fiancée	Hisako Nakane Kyote	Norman L. Compton				
26		wife	Yoshiko Ishii Teves	Raymond Teves				
27		Fiancée	Toshiko Ono	John E. Williams				
28		Fiancée	Asano Teramoto	Katsuo Togashi				
29		wife	Kiyoko Tanaka Perez	Joseph M. Perez				
30		wife	June Noda Loman	Jack Loman				
31	6.20	Fiancée	Yoshiko Matsumura	Masumi Kinjo				
32		Fiancée	Margarita Funakura	Lawrence W. Whalen				
33		wife	_	Isamu Tarasawa				
34		Fiancée	Meiko Nishitsuru	Frank Endo				
35		wife	Umeko Stevenson	John K. Stevenson				
36		wife	— Jack B. Meyer					
37		Fiancée	Lucy Teresa Morris	Norman F. Wheeler				

	ı	ı					
38		Fiancée	Miyoko Oishi	Eugene D. Walls			
39		wife	Rei Yamada Munns	Ralph W. Munns			
40	6.26	wife	Mitsue Miyamoto	Cloice Howard Bryan			
41		Fiancée	Suzuko Yagi	Andrew Bacnik			
42	6.27	wife	Kyoko Nakamura Kornhauser	David Henry Kornhauser			
43		wife	Nobuko Eto Heard	Thomas James Heard			
44		wife	Hisako Sakata Ikezawa	_			
45		Fiancée	Fumiko Tomita	Louis W. Ward			
46	6.28	wife	Fujiko Chichie Imbert	Robert Raymond Imbert			
47		Wife	Kazuko Miyama Akana	Tai Hong Akana			
48		Fiancée	Setsuko Amano	Thomaas A. Takasue			
49		Wife	Koto Kogami Kitsu	Stanley Y. Kitsu			
50		Fiancée	Nobuko Maeda	George N. Asai			
51		Fiancée	Suzuko Takanashi	Paul J. Kiefer			
52		Fiancée	Mitsuko Ito	Corporal Thomas Stafford Radtke			
53		wife	Akiko Osada Gustafson	William Albert Gustafson			
54	7.18	Fiancée	Yayoko Kobayashi	Ted Ladke			
55	7.26	Fiancée	Kimie Yamada Ina	Hugh L. Burleson			
56	8.4	Fiancée	Midori Ohta	Cleon L. Schultz			
57	8.7	Wife	Hiroko Fujiwara Matsuoka	Tadashi Matsuoka			
58		child	Mimiyo Matsuoka				
59		Wife	Eiko Yamada Nagatoshi	Takeshi Nagatoshi			
60		Child	Edward Takeo Nagatoshi				
61		child	Frances Yoko Nagatoshi				
62		wife	Gin Shibasaki Okafuji	Takeo Okafuji			
63		wife	Yukie Nishimoto Okubo	Floyd Okubo			
64		Fiancée	Mitsuko Morita	Ralph Osada			
65		Fiancée	Ayako Kurihara	Steve Seiji Sugano			
66		wife	Keiko Uchida Doane	Gene E. Doane			
67		Fiancée	Chiyoko Yano	Kiyoshi G. Hachiya			
68		Fiancée	Teruko Ishikawa	Paul Yoshino			
69		wife	Hisae Kawauchi Kelly	Corporal Richard C. Kelly			
70		wife	Chiyo Furumura Yoshida	Kay Yoshida			
71		Fiancée	Parue K. Tsugami	John Brumels			
72		Ficancee		James Yoshito Arima			
73		Fiancée	Toshiko Murai	John. F. Finnegan			
74		wife	Misao Hatanaka Deskins	Carson E. Deskins			
75		Fiancée	Yoshie Nozawa	Le Roy L. Dugan			
76		Fiancée	Hatsuko Torikai	Frank S. Kino			
77		wife	Yasuko Higuchi Thomson	Norman Earl Thomson			
78		Fiancée	Hisako Shimizu	Tomio Tanaka			
79		Fiancée	Yuriko Aoyama	Thomas A. Twitchell			
80	8.8	Wife	Michiko Nogami Cotter	Conrad Cotter			
81	8.10	Fiancée	Kazuko Kamada	Ralph S. Merithew			
82		Fiancée	Yoshiko Emory	Francis J. Durkey			
83	8.11	Fiancée	Naoe Kawashima	Taiji Hirayama			
84		Fiancée	Toshiko Kikyo	Barre E. Heim			
85	8.25	Fiancée	Hisako Okamoto	Frank Koshak			
86	9.5	Wife	Miyako Horikoshi Spaulding	William I. Spaulding			
87		Wife	Yukiko Yoshii French	Raymond David French			
88		wife	Yuki Sugimoto Murphy	Richard Murphy			
89		wife	Michiko Kohga Brooks	Robert L. Brooks			
90		Fiancée	Kimiko Iso	Kunio William Kawata			
91		Fiancée	Chiyoko Akashi	Dick Oda			
92 93		Fiancée	Yuriko Mizumoto	Benjamin L. Scott			
93		Fiancée Kimiko Tomita Fiancée Kimiko Yamaguchi		Toshio Henry Shiozaki			
94		Wife	Tokie Sato Keating	Angelo A. Amato			
95		Wife	Yumiko Kawai Misanin	Harlow James Keating Michael G. Misanin			
96		Wife	Nobuko Yonashiro Martin	James L. Martin			
"		44116	11000KU TOHASHIIU WAITHI	James L. Matun			

98		wife	Tokiko Amano Roloson	Robert J. Roloson				
99		wife	Yoshiko Ogiso Peterson	William Frances Peterson				
100		Wife	Eiko Yoshizawa Lendrum	Charles Robert Lendrum				
101		Fiancée	Tokuko Murayama	Richard Joseph Lange				
101		Fiancée	Naeko Nakajima	1 0				
102		Wife	Chizuko Yamasaki	Byron E. Emery Claude Morita				
103	0.0	Fiancée	Choko(ママ) Nishida	Clifford M. Sergent				
104		wife	Fumie Ishibashi Akimoto	Takashi Akimoto				
	9.23	Fiancée	Setsuko Kato					
106		Fiancée						
107	9.25	wife	Sumiko Fujita Teruko Tominaga Ikeuchi	William J. Hunter Seiyu Steven Shiroma Harold H. Ikeuchi Sergeant Sadao Morikawa				
108		Fiancée						
109		Fiancée	Michiyo Takada Yukie Yabe					
110 111		Fiancée	Hideko Kasahara	Demetrius J. Yackanich, Junior Donald W. Doss				
	0.06	Fiancée						
112			Kimie Kurio	Ben T. Yoshikawa				
113	9.27	Fiancée	Chieko Murata	Donald G. Garrett				
114		Fiancée	Emiko Nishimura	Fred P. Jones				
	9.28	Fiancée Fiancée	Mikiko Anzai Hifumi Kato	Yoshiteru Murakami John B. Howenstein				
116		Fiancée		James W. Whitfield				
117	12.22	Fiancee Fiancée	Kiyomi Kitamura					
118	12.28		Yamaguchi Michiko	John Mikat				
119	1951.1.3	Fiancée	Tomoko Yamada Sadako Kawamura Lawton	Paul H. Vine Earle Evans Lawton				
120	3.14	wife						
121		Fiancée	Kimiko Shibuya Tetsuko Hidaka	Wilburn L. Rash				
122	6.27	Fiancée		Ernest Collier				
123	6.29	Fiancée	Kimi Hatano	Roy B. Erickson				
124	7.20	Fiancée	Sanae Iida	Douglas F. Reeves				
125	9.13	wife	Shizuko Yamane	Kanichi John Yamane				
	9.25	Fiancée	Kiyoko Matsuo	Martin Boyer				
127	7.20	Fiancée	Teruko Okuaki	Martin Bronfenbrenner				
128		Fiancée	Akiko Mitsuhata	Dauglas Dean Whitney				
129	10.29	Fiancée	Kikue Uchida	Shigeki Kimura				
130	1952.2.13	wife	Takako Kitamura Gilbert Glen Dalluge Misako Kinoshita Wilbert L. Rice Masaki Sugiyama Patrick L. Duane					
131	2.14	Fiancée	Misako Kinoshita Wilbert L. Rice Masaki Sugiyama Patrick L. Duane Mitsuko Sakata Lord Peter J. Lord					
132		Fiancée						
	2.29	wife						
134	3.28	Fiancée	Masako Miyazaki	*				
135	4.3	Fiancée	Setsuko Yamashita	Wilbert L. Rice Patrick L. Duane				
136		wife	Aiko Eijima Phillips	Ronald William Edrington Roscoe H. Phillips Glenn L. Cornell William L. LaReau				
137	5.16	Fiancée	Kane Shinohara					
138		Fiancée	Matsuko Kurosawa					
139 140	6.28	Fiancée Fiancée	Toshiko Minowa					
	7 0		Takae Nomura					
141	7.9	Fiancée	Misako Watanabe					
142	7.15	wife	Michiko Yamamori Wilder	Nola Wilder				
143		wife	Shizu Hasegawa Crockett	David S. Crockett Paul S. Tani				
144		Fiancée	Michiko Okuda					
145 146		wife Fiancée	Fumiko Ito Stewart Sadako Ishiguro	Theodore M. Stewart				
			_	Quentin C. Auerswald				
147		Fiancée	Yuriko Nishimoto Tomiko Munakata Millhollin	W. Holloway				
148		wife		Lorrin Millhollin Elmer T. Egashira				
149		wife	Sumako Egashira	E				
150		husband Kenji Kusumoto Grace Y. Kusumoto						
151		Fiancée Miyoko Nakagawa Hiroaki Hosokawa						
152		Fiancée Haruyo Takahashi Charles F. Smith						
153	7.16	wife Toshiko Nakamura Takimoto Kiyoshi Takimoto Fiancée Sumiko Yamamoto Renaldo A. Barbaro						
154	7.16	Fiancee	Sumiko Tamamoto	Renaldo A. Barbaro				

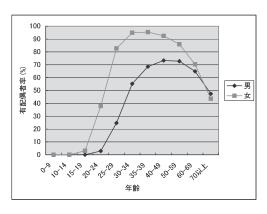
史料)United States at Large vol. 59(1945 年)- vol.66(1952 年)

表 2 1935年 (昭和 10年) 当時の在米「日本人」の男女別・年齢別配偶関係

年齢	総数	男				女					
十一国中		総数	未婚	有配偶	死別	離別	総数	未婚	有配偶	死別	離別
(総数)	98,357	58,152	31,309	24,546			40,205	18,660	20,264		
0-9	9,581	4,890	4,890	0			4,691	4,691	0		
10-14	13,279	6,766	6,766	0			6,513	6,513	0		
15-19	10,837	5,697	5,693	4			5,140	4,983	157		
20-24	6,816	3,875	3,762	111		2	2,941	1,821	1,116	2	2
25-29	4,370	2,427	1,822	599	3	3	1,943	316	1,607	14	6
30-34	7,476	3,969	1,737	2,189	20	23	3,507	92	3,328	68	19
35-39	9,040	4,231	1,220	2,903	60	48	4,809	61	4,588	137	23
40-49	16,668	9,540	2,095	6,997	315	133	7,128	66	6,591	436	35
50-59	15,523	12,766	2,418	9,288	789	271	2,757	38	2,367	337	15
60-69	4,073	3,510	691	2,279	454	86	563	15	396	146	6
70 以上	321	266	57	126	78	5	55	0	24	31	0
不詳	373	215	158	50	6	1	158	64	90	4	0

史料)外務省調査部 1936 年『昭和 10 年 在外邦人調査報告』p.103 「4. 年齢(11 区分)及配偶関係別在外内地人 欧羅巴 北亜米利加」

図1 在米日系人男女別有配偶者率(1936年)



史料) 外務省調査部 1936 年 『昭和 10 年 在外邦人調 査報告』p.103「4. 年齢 (11 区分) 及配偶関係別在外 内地人 欧羅巴 北亜米利加」より筆者作成

図 2 カリフォルニア州における日系 2 世出 生数の変化(人)

